

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月6日
【四半期会計期間】	第75期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社丸井グループ
【英訳名】	MARUI GROUP CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 青井 浩
【本店の所在の場所】	東京都中野区中野4丁目3番2号
【電話番号】	03-3384-0101（大代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 斉藤 義則
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区中野4丁目3番2号
【電話番号】	03-3384-0101（大代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 斉藤 義則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第74期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第75期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第74期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高(百万円)	99,425	96,475	419,255
経常利益(百万円)	568	2,201	9,924
四半期(当期)純利益(百万円)	328	970	5,104
純資産額(百万円)	310,202	309,606	312,534
総資産額(百万円)	697,350	656,781	664,357
1株当たり純資産額(円)	1,132.04	1,129.84	1,140.54
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	1.20	3.55	18.65
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	-	18.42
自己資本比率(%)	44.4	47.1	47.0
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5,301	269	30,811
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	9,532	461	13,034
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	18,197	1,941	14,519
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残 高(百万円)	32,390	30,150	32,283
従業員数(名)	7,176	6,774	6,847

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3 第74期第1四半期連結累計(会計)期間及び第75期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

持分法適用の関連会社であったヤマトホームコンビニエンス株式会社は、当第1四半期連結会計期間において当社が所有する株式を全て売却したため、関連会社に該当しなくなりました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（名）	6,774 [1,387]
---------	----------------

（注）従業員数は就業人員であり、従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の期中平均雇用者数（月間所定労働時間を基準に算出）です。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（名）	208 [39]
---------	-----------

（注）従業員数は就業人員であり、従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の期中平均雇用者数（月間所定労働時間を基準に算出）です。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産の状況

当社及び関係会社において、該当事項はありません。

(2) 受注の状況

小売関連サービス事業の一部において受注による営業を行っており、当第1四半期連結会計期間の受注額は2,593百万円（前年同四半期比 80.2%）、当第1四半期連結会計期間末の受注残高は311百万円（同 44.1%）です。

（注）上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(3) 販売の状況

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
小売事業		
婦人用品	22,614	92.9
紳士・スポーツ用品	15,529	100.4
装飾雑貨	21,007	98.5
家庭用品	5,076	89.6
食品・レストラン	12,224	97.1
小売事業計	76,452	96.3
カード事業	11,876	100.7
小売関連サービス事業	8,146	99.0
合計	96,475	97.0

（注）1 上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2 上記の金額は、外部顧客に対する売上高を示しております。

(4) 仕入の状況

当第1四半期連結会計期間における小売事業セグメントの仕入実績は、次のとおりです。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
小売事業		
婦人用品	16,552	94.1
紳士・スポーツ用品	10,802	102.3
装飾雑貨	14,691	100.5
家庭用品	4,271	95.7
食品・レストラン	10,404	96.8
合計	56,722	97.8

（注）上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期の経営環境は、外需の拡大による企業収益の改善など、景気は緩やかに回復の兆しが見られるものの、不安定な雇用・所得環境を背景に、個人消費は低調に推移するとともに、欧州を中心とした海外景気の下振れ懸念など、引き続き予断を許さない状況が続いております。

このような環境の下、当社グループにおきましては、一昨年より推進している「事業・収益構造の転換」や当社グループの強みである「店舗・カード・Web」の三位一体の独自の戦略を着実に実行してまいりました。

まず、小売事業では、お客様ニーズに基づく商売を継続・強化することで、客層ならびに客数の拡大による売上高の回復を目指してまいりました。特に、品揃えにつきましては、お客様の価値観やライフスタイルの変化に対応した取り組みをいっそう強化してまいりました。具体的には、今春から「おしゃれだけじゃない!」というテーマのもと、従来のファッション性に加え、「着心地」や「履き心地」にこだわった新しいPB商品の販売を開始するなど、客層と客数の拡大に努めてまいりました。さらに、お客様ニーズに基づき厳選して実施した既存店改装やエポスカードの会員優待セール等の施策により、第1四半期の既存店のお買上客数は、前年同期比9%増と順調に拡大するとともに、ご来店客数も3%増と昨年に続き増加いたしました。

また、通信販売では、カタログからWeb中心のビジネスへの移行を本格的にすすめるとともに、カタログ経費の見直しにも着手し、収益力の向上を図ってまいりました。

この結果、小売事業の既存店の売上高は、4月の天候不順の影響などにより前期に対して3%減少したものの、計画比では101%とほぼ期初予想どおり推移いたしました。

次にカード事業では、カード会員数とご利用客数の拡大に取り組んでまいりました。カード発行カウンターの導入階展開や会員サービスの拡充等の取り組みにより、3か月間の新規カード会員数は14万人増加し、6月末のカード会員数は前年同期比6%増の約480万人となりました。さらに、6月からは、(株)EMIミュージック・ジャパン様、(株)ノジマ様の2社と提携し、新たなコラボレーションカードの発行を開始いたしました。これにより、お客様の利便性を高めるとともに、丸井店舗以外でのカードの発行拠点を増やすことで、カード会員数のさらなる拡大を目指してまいります。

また、カード会員数の増加に伴い、加盟店でのショッピングクレジットの取扱高は、前期に対して1.3倍と引き続き好調に推移するとともに、割賦手数料収入につながるショッピングリボ・分割の残高も780億円を超えるなど順調に拡大いたしました。これにより、第1四半期のカード事業は、昨年に続き増収増益となりました。

以上の結果、連結売上高は96,475百万円(前年同期比97.0%)、計画比では101.3%となりました。また、利益面につきましては、計画的に実施しているコスト構造の見直しによる減価償却費や設備費の減少に加え、昨年オープンした「新宿マルイ本館」の開店費用の反動などにより、営業利益は2,355百万円(前年同期比705.5%)、経常利益は2,201百万円(同387.3%)、四半期純利益は970百万円(同295.9%)と期初予想を上回る結果となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における「現金及び現金同等物の四半期末残高」は、30,150百万円となり、前年同連結会計期間末に比べて2,239百万円減少いたしました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、269百万円の収入となり、前年同連結会計期間に比べ5,570百万円増加いたしました。これは税金等調整前四半期純利益が1,457百万円増加したことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、461百万円の支出となり、前年同連結会計期間に比べて9,070百万円支出が減少いたしました。これは主に、固定資産の取得による支出が5,039百万円減少したことや、投資有価証券の売却による収入が4,044百万円増加したことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、1,941百万円の支出となり、前年同連結会計期間の収入に比べて20,138百万円減少いたしました。これは、当第1四半期連結会計期間は配当金の支払が主なものであったのに対し、前年同連結会計期間是有利子負債が22,129百万円増加したことなどによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

(株式会社の支配に関する基本方針)

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させる者が望ましいと考えております。

また、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させていくためには、当社の企業理念や経営資源に関する十分な理解、中長期的な視点に立った安定的な経営が不可欠であると考えております。

現在、当社は、小売業界における厳しい競争の中、企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるため、中期経営計画を基本とした諸施策に全力で取り組んでおりますが、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大量の株式を取得するといった動きが見受けられます。

もとより、当社は、上場会社である以上、当社株式の売買は、株主や投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社株式の大量取得行為がおこなわれる場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。従いまして、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的からみて、真摯に合理的な経営をめざすものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会がその条件などについて検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さない取得行為がおこなわれる可能性も否定できません。

当社は、このような買収者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと判断いたします。

2. 基本方針の実現に資する取組みの内容

当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるための取組み

当社グループでは、商品カテゴリーの拡大やサイズ展開の見直しなど、お客様ニーズに基づく商売の見直しをすすめ、客層ならびに客数の拡大による売上高の回復につとめております。

特に、丸井のプライベートブランドを中心に、お客様ニーズにお応えしたライフスタイルファッションを提案し、SPAのノウハウを活かした品揃え、売場づくりをすすめるとともに、仕入れの効率化やショップの選択と集中を通じて、利益が確保できる体制づくりをすすめております。

また、グループの経営資源とノウハウを最大限に活用し、店舗・カード・Webが三位一体となって相乗効果を発揮する、独自のビジネスモデルの構築をすすめています。年間のべ1億7千万人の来店がある「店舗」を最大限活用し、「販売の場」としてだけでなく、独自の接客ノウハウを通じてカード発行やネット登録、Web通販の会員登録などをすすめてまいります。また、店舗・Web通販の在庫の一元管理化や、Web通販で購入した商品を店舗で試着・受取りができるマルイウェブチャネルパークの開設による利便性の向上など、店舗とWeb通販の融合をすすめております。

このように、丸井グループの経営資源とノウハウを最大限に活用して当社グループならではの独自のビジネスモデルを確立し、今後の成長と業績の向上につとめてまいります。

社会的責任への取組み

当社は、株主の皆様、お客様、お取引先の皆様、そして従業員からも信頼される企業グループであり続けることをめざし、安全で安心な営業体制の確立や個人情報保護など法令・ルールの遵守、環境保全に配慮した活動をおこなうなど、積極的に社会的責任を果たすべく取組みを推進しています。

コーポレート・ガバナンス強化への取組み

当社では、健全で公正な経営を第一に、長期安定的に企業価値および株主共同の利益を向上させていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、監査機能の強化と透明度の高い経営を推進するとともに、経営の透明性・公正性をより一層高めるため、社外取締役の選任など、コーポレート・ガバナンスの充実につとめています。

3. 不適切な者によって支配されることを防止する取組み

前記の基本方針の実現に資する取組みを基本として、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化を追求してまいり所存でございますが、企業価値および株主共同の利益に資さない株式の大量取得行為がおこなわれる可能性を否定できない現状を踏まえ、当社取締役会は、そのような行為を抑止するため、平成20年5月12日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成20年6月27日開催の第72回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

これは、当社株式の大量取得行為がおこなわれる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、あるいは当社経営陣や独立委員会等が買収者と交渉・協議するために、必要・十分な情報と時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、(a)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または、(b)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下「買付等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等がおこなわれる場合、当該買付等をおこなおうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を当社取締役会に対して事前に提出していただきます。その後、買付者等から提供された情報や当社取締役会からの意見およびその根拠資料や代替案が、独立性の高い社外取締役および社外監査役によって構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得た上、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、直接または間接に買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等をおこないます。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当すると認められた場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議をおこなうものとします。また、当社取締役会は、独立委員会の新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を尊重し、新株予約権の無償割当ての実施を決議した場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認します（ただし、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しない場合を除きます。）。

本プランの有効期間は、平成20年6月27日開催の第72回定時株主総会終結の時から平成23年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数をもって本プランを廃止または変更する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で、廃止または変更されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成する取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プラン導入時点においては、新株予約権の無償割当て自体はおこなわれませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てがおこなわれた場合、株主の皆様が新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をおこなわなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化されることとなります（本プランに定められたところに従い、当社が非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することとした場合を除きます。）。また、一旦新株予約権の無償割当ての実施が承認された場合であっても、本プランに定められたところに従い、当社が新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権を無償にて取得することとした場合には、当社株式の1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、かかる希釈化が生じることを前提にして売買をおこなった株主の皆様は、当社株式の株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

その他、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成20年5月12日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照ください。

(http://www.0101maruigroup.co.jp/pdf/settlement/08_0512/08_0512_2.pdf)

4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記の基本方針の実現に資する取組みは、いずれも当社の企業価値および株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、前記の「3. 不適切な者によって支配されることを防止する取組み」に記載のとおり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入されたものであること、合理的かつ客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役および社外監査役によって構成される独立委員会の判断を重視すること、独立委員会は第三者専門家の助言を得ることができること、当社取締役の任期は1年であり、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能なこと、当社株主総会または取締役会により、いつでも廃止することができることなどにより、公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値および株主共同の利益を損なうものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末における重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

なお、前連結会計年度末における設備計画のうち、当四半期連結会計期間に完了したものは次のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月
㈱丸井	各店改装工事	小売事業	店舗内装	188	平成22年6月

(注) 上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,400,000,000
計	1,400,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	318,660,417	318,660,417	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	318,660,417	318,660,417	-	-

(注) 提出日現在発行数欄には、平成22年8月1日以降提出日現在までの新株予約権の行使(転換社債の転換)により発行された株式数は含めておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりです。

平成17年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	81,047
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,104,700株(注)1 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,678円(注)2
新株予約権の行使期間	自平成19年8月1日 至平成22年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入はない。
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者は新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、相談役、顧問または従業員、もしくはマルイグループユニオンまたは丸井健康保険組合の役職員の地位にあることを要する。ただし、定年退職、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2 新株予約権者が死亡した場合は、相続人による相続を認める。 3 新株予約権の質入れその他の処分は認めない。 4 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会決議にもとづき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、この調整は新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整する必要がある場合にも、必要かつ合理的な範囲で、新株予約権の目的たる株式の数は調整されるものとする。

2 新株予約権発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込み金額(以下、「行使価額」という)を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、平成14年4月1日改正前の旧商法に基づき発行された転換社債の転換によるものを除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日後に、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

旧転換社債等に関する事項は、次のとおりです。

「第9回」無担保転換社債（平成8年9月24日発行）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
残高(百万円)	39,532
転換価格(円)	2,153
資本組入額(円)	1,077

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	-	318,660	-	35,920	-	91,307

(6) 【大株主の状況】

- 1 当第1四半期会計期間において、株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者から平成22年7月5日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成22年6月28日現在で以下のとおり、株式を保有している旨の報告を受けましたが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	5,808	1.82
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	9,060	2.84
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,605	0.50
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目5-2	2,368	0.74

- 2 当第1四半期会計期間において、住友信託銀行株式会社及びその共同保有者から平成22年7月7日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成22年6月30日現在で以下のとおり、株式を保有している旨の報告を受けましたが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目5-33	5,335	1.67
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7-1	13,877	4.36

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 44,941,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 273,585,900	2,735,859	-
単元未満株式	普通株式 133,417	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	318,660,417	-	-
総株主の議決権	-	2,735,859	-

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社丸井グループ	中野区中野4-3-2	44,941,100	-	44,941,100	14.10
計	-	44,941,100	-	44,941,100	14.10

(注) 当第1四半期会計期間末現在の自己株式数は44,943,103株です。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	790	761	673
最低(円)	683	617	603

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,150	32,283
受取手形及び売掛金	4,059	5,160
割賦売掛金	99,888	95,871
営業貸付金	187,812	191,486
商品	26,628	25,566
その他	24,123	22,854
貸倒引当金	9,920	9,820
流動資産合計	362,742	363,403
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	83,148	85,444
土地	103,312	103,312
その他(純額)	10,777	10,398
有形固定資産合計	197,237	199,154
無形固定資産		
投資その他の資産	7,383	7,552
投資有価証券	21,015	27,568
差入保証金	45,864	45,947
その他	22,538	20,732
投資その他の資産合計	89,417	94,248
固定資産合計	294,038	300,954
資産合計	656,781	664,357

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,240	27,914
短期借入金	75,751	75,744
1年内償還予定の社債	30,000	30,000
コマーシャル・ペーパー	20,000	20,000
未払法人税等	1,881	582
賞与引当金	1,975	2,773
ポイント引当金	1,025	940
商品券等引換損失引当金	136	134
その他	16,652	17,078
流動負債合計	172,662	175,166
固定負債		
社債	55,000	55,000
転換社債	39,532	39,532
長期借入金	63,400	63,400
利息返還損失引当金	9,542	12,119
その他	7,038	6,605
固定負債合計	174,512	176,656
負債合計	347,174	351,823
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,920	35,920
資本剰余金	91,307	91,307
利益剰余金	241,236	242,182
自己株式	53,886	53,885
株主資本合計	314,579	315,525
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,321	3,337
評価・換算差額等合計	5,321	3,337
少数株主持分	348	345
純資産合計	309,606	312,534
負債純資産合計	656,781	664,357

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 6月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 6月30日)
小売事業売上高	79,400	76,452
小売事業売上原価	56,200	54,903
小売事業売上総利益	23,200	21,549
カード事業収益		
消費者ローン利息収入	8,237	7,664
割賦手数料	2,252	2,588
その他	1,306	1,623
カード事業収益合計	11,796	11,876
小売関連サービス事業収益	8,227	8,146
小売関連サービス事業原価	6,547	6,573
小売関連サービス事業総利益	1,680	1,573
売上総利益	36,677	34,999
販売費及び一般管理費	¹ 36,343	¹ 32,643
営業利益	333	2,355
営業外収益		
受取利息	47	44
受取配当金	265	278
固定資産受贈益	509	74
その他	340	166
営業外収益合計	1,162	563
営業外費用		
支払利息	737	640
持分法による投資損失	34	-
その他	155	77
営業外費用合計	927	717
経常利益	568	2,201
特別利益		
投資有価証券売却益	-	828
特別利益合計	-	828
特別損失		
固定資産除却損	357	58
投資有価証券評価損	3	-
投資有価証券売却損	-	4
たな卸資産評価差額	-	² 757
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	545
特別損失合計	361	1,365
税金等調整前四半期純利益	206	1,664
法人税等	125	685
少数株主損益調整前四半期純利益	-	979
少数株主利益	4	8
四半期純利益	328	970

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	206	1,664
減価償却費	4,686	3,763
ポイント引当金の増減額(は減少)	64	85
貸倒引当金の増減額(は減少)	220	100
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	2,593	2,576
賞与引当金の増減額(は減少)	2,494	798
受取利息及び受取配当金	312	322
支払利息	737	640
投資有価証券売却損益(は益)	-	828
固定資産除却損	325	56
たな卸資産評価差額	-	757
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	545
受取手形及び売掛金の増減額(は増加)	2,417	1,101
割賦売掛金の増減額(は増加)	2,134	4,016
営業貸付金の増減額(は増加)	3,461	3,673
たな卸資産の増減額(は増加)	2,185	1,835
買掛金の増減額(は減少)	2,090	2,674
その他	4,572	1,658
小計	4,264	993
利息及び配当金の受取額	275	286
利息の支払額	589	509
法人税等の支払額	722	500
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,301	269
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	9,529	4,490
投資有価証券の売却による収入	2	4,046
差入保証金の差入による支出	304	3
差入保証金の回収による収入	537	257
その他	238	271
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,532	461
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	11,208	7
長期借入れによる収入	2,000	-
社債の発行による収入	4,921	-
社債の償還による支出	20,000	-
コマーシャル・ペーパーの純増減額(は減少)	24,000	-
自己株式の取得による支出	0	1
配当金の支払額	3,832	1,916
その他	99	31
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,197	1,941
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,363	2,133
現金及び現金同等物の期首残高	29,026	32,283
現金及び現金同等物の四半期末残高	32,390	30,150

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 持分法の適用に関する事項の変更	持分法適用関連会社の変更 ヤマトホームコンビニエンス(株)は、当社が所有する株式を全て売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 商品の評価方法は、従来、売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっておりましたが、小売事業における荒利益率の改善に向け、仕入れ・在庫コントロールの精度をさらに高めるための施策として、また、在庫の管理・運用方法の改善の結果、より詳細な在庫管理が可能となったため、当第1四半期連結会計期間より、月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)に変更しております。 この変更は、財政状態及び経営成績をより適正に表示するものであり、また、将来の国際会計基準の適用も視野に入れたものです。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、営業利益及び経常利益はそれぞれ123百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は881百万円減少しております。</p> <p>(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ9百万円減少しており、税金等調整前四半期純利益は554百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は655百万円です。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期連結損益計算書	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度決算において算定した貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定する方法によっております。
2. たな卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し前連結会計年度末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
4. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前連結会計年度末以降に経営環境等、又は、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
税金費用の計算	税金費用の計算については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。ただし、見積実効税率を用いて計算すると著しく合理性を欠く場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、201,836百万円です。	有形固定資産の減価償却累計額は、197,519百万円です。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。
百万円	百万円
広告宣伝販促費 2,894	広告宣伝販促費 2,177
ポイント引当金繰入額 746	ポイント引当金繰入額 841
貸倒引当金繰入額 2,788	貸倒引当金繰入額 2,611
給料及び手当 8,261	給料及び手当 7,848
賞与引当金繰入額 1,753	賞与引当金繰入額 1,889
地代家賃 4,648	地代家賃 4,291
減価償却費 4,160	減価償却費 3,315
2	2 たな卸資産評価差額は、商品の評価方法の変更に伴う期首在庫の評価差額です。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
百万円	百万円
現金及び預金勘定 32,390	現金及び預金勘定 30,150
預入期間が3カ月を超える定期預金	預入期間が3カ月を超える定期預金
現金及び現金同等物 32,390	現金及び現金同等物 30,150

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 318,660千株

2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 44,943千株

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,916	7	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	小売事業 (百万円)	カード事業 (百万円)	小売関連 サービス事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	79,400	11,796	8,227	99,425		99,425
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,283	864	7,557	9,705	(9,705)	
計	80,684	12,661	15,784	109,130	(9,705)	99,425
営業利益又は営業損失()	1,759	2,313	613	1,166	(832)	333

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は、四半期連結財務諸表提出会社の内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分の主要な内容

- ・小売事業 衣料品、装飾雑貨、家庭用品、食品等の販売
- ・カード事業 クレジットカード業務、消費者ローン及び保険の取扱い等
- ・小売関連サービス事業 店舗内装事業、広告宣伝事業、建物等の保守管理事業、不動産賃貸事業、情報システム事業、貨物自動車運送事業等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間において、在外連結子会社及び在外支店がないため、記載事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間において、海外売上高はいずれも連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、提供する商品、サービス等により「小売事業」「カード事業」「小売関連サービス事業」の3つを報告セグメントとしております。

「小売事業」は、衣料品、装飾雑貨、家庭用品、食品等の販売を行っております。「カード事業」は、クレジットカード業務、消費者ローン及び保険の取扱い等を行っております。「小売関連サービス事業」は、店舗内装、広告宣伝、建物等の保守管理、不動産賃貸、情報システムサービス、ファッション物流受託等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書 計上額 (注)2
	小売事業	カード事業	小売関連 サービス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	76,452	11,876	8,146	96,475		96,475
セグメント間の内部 売上高 又は振替高	1,199	913	4,017	6,131	6,131	
計	77,652	12,790	12,164	102,606	6,131	96,475
セグメント利益	3	2,629	289	2,922	566	2,355

(注)1 セグメント利益の調整額 566百万円には、セグメント間取引消去579百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,145百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の費用です。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第1四半期連結累計期間において、該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 1,129.84円	1株当たり純資産額 1,140.54円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 1.20円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 3.55円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	328	970
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	328	970
期中平均株式数(千株)	273,740	273,717
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成8年9月24日発行「第9回」無担保転換社債(未償還残高39,532百万円) 新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月6日

株式会社丸井グループ
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯 塚 昇

指定社員
業務執行社員 公認会計士 草 野 和 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社丸井グループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社丸井グループ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月6日

株式会社丸井グループ
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 昇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 裕

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 草野 和彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社丸井グループの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社丸井グループ及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。